

介護報酬の算定構造

介護サービス

令和6年4月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費

ニ (削除)

- ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス

3 (削除)

- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注							
訪問介護費又は共生型訪問介護費	イ 身体介護	(1) 20分未満	=1/100	=1/100	所要時間が20分から起算して25分を越すごとに+10単位(100単位を限度)	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算					
		(2) 20分以上30分未満													(163単位)				
		(3) 30分以上1時間未満													(244単位)				
		(4) 1時間以上													(387単位)				
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満	(179単位)	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100	深夜の場合 +50/100	特定事業所加算(I) +20/100	特定事業所加算(II) +10/100	特定事業所加算(III) +10/100	特定事業所加算(IV) +3/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×30/100	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	指定居宅介護事業所が指定介護従事者養成研修7年以上行われる場合 ×93/100	指定重度訪問介護事業所が行う場合 ×93/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき +100単位		
	(2) 45分以上	(220単位)																	
ハ 通院等乗降介助		(1回につき 97単位)																	
ニ 初回加算		(1回につき +200単位)																	
ホ 生活機能向上連携加算		(1) 生活機能向上連携加算(I) (2) 生活機能向上連携加算(II)	(1回につき +100単位) (1回につき +200単位)																
ヘ 口腔連携強化加算		(1回につき +50単位(1月に1回を限度))																	
ト 認知症専門ケア加算		(1) 認知症専門ケア加算(I) (2) 認知症専門ケア加算(II)	(1日につき +3単位) (1日につき +4単位)																
注 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(I) (2) 介護職員処遇改善加算(II) (3) 介護職員処遇改善加算(III)	(1月につき +所定単位×137/1000) (1月につき +所定単位×100/1000) (1月につき +所定単位×55/1000)																
注 介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×63/1000) (1月につき +所定単位×42/1000)																
注 介護職員等ベースアップ等支援加算		(1月につき +所定単位×24/1000)																	

：「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

- ※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。
- ※ 要介護程度判定未定減算については令和7年4月1日から適用する。
- ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 訪問入浴介護費	(1回につき 1,266単位)	基於各定額が 止措置未実施 減算	定額超過超過 未定額減算	介護職員3人 が行った場合	全身入浴が困 難で、清拭又 は部分浴を実 施した場合	事業所と同一建 物の利用者又は これ以外の同 一建物の利用者 20人以上に サービスを行う 場合	事業所と同一建 物の利用者又は これ以外の同 一建物の利用者 20人以上に サービスを行う 場合	特別地域訪問 入浴介護加算	中山間地域等 における小規 模事業所加算	中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
イ 訪問入浴介護費	(1回につき 1,266単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算	(1回につき +200単位)									
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)									
ニ 要介護連携体制加算	(要介護1及び要介護2未満30日以下に限り1回につき +64単位)									
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)									
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)									
ヒ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)									
ヒ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1回につき +所定単位×11/100)									

注：「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 要介護2以下要介護1未満については令和7年4月1日から適用する。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年4月1日から算定可能。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
 -○○単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
 ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
 +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100
 -○○/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×○○/100

3 訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定訪問看護 ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は 看護師による訪問を行った場合算定可能 (313単位)	×90/100	夜間又は早朝 の場合、若し は深夜の場合	増数を訪問 加算(Ⅰ)	増数を訪問 加算(Ⅱ)	1時間30分以 上の訪問看護 を行う場合	要介護5の者 の場合	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	特別地域訪問 看護加算	中山間地域等 における小規 模事業所加算	中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算	緊急時訪問看護 加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア 加算	医療保険の訪問 看護が必要 であるものとし て主治医が発 行する訪問看護 指示の文書の 添付期間の日数 につき算定(1 日につき)
	(2) 30分未満 (470単位)														
	(3) 30分以上1時間未満 (821単位)														
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,125単位)														
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (293単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100														
ロ 病院又は診療所 の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は 看護師による訪問を行った場合算定可能 (265単位)	×90/100	夜間又は 早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の 場合 +254単位	30分未満の 場合 +201単位	+300単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び 死亡日前14日 以内(2日以 上)ターミナルケ アを行った場 合 +2,000単位		
	(2) 30分未満 (398単位)														
	(3) 30分以上1時間未満 (573単位)														
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (842単位)														
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,954単位)	看護師による訪問が 1回でもある 場合 ×98/100					+800単位					1月につき 訪問看護 ステーション の場合 +574単位 病院又は 診療所の場合 +315単位		-97単位		
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)															
ホ 遠院時共同指導加算 (1回につき +600単位)															
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)															
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +550単位) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)														
チ サービス提供体制 強化加算	(1)イ及びロを算 定する場合 (1)イ及びロを算 定する場合 (2)ハを算定する 場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位) (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +50単位) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +25単位)													

：「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域訪問リハビリテーション加算 +15/100	中山間地域等における小規模事業所加算 +10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 +5/100	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算(A)	リハビリテーションマネジメント加算(B)	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 1回につき -50単位
	介護老人保健施設の場合							リハビリテーションマネジメント加算(A) イ 1月につき +180単位	リハビリテーションマネジメント加算(B) イ 1月につき +450単位	
	介護医療院の場合							リハビリテーションマネジメント加算(A) ロ 1月につき +213単位	リハビリテーションマネジメント加算(B) ロ 1月につき +483単位	
ロ 移行支援加算 (1日につき 17単位を加算)										
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)			(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)							
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +3単位)			(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)							

：「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (514単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (445単位)			
(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅病医学総合管理科 又は特定施設入居時等 医学総合管理科を算定 する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (298単位)				
	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (286単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)				
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)					
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位)					
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)					
(3) (1)及び(2)以外の場合 (440単位)					
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (565単位)	+100単位		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (416単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)			
(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (517単位)				
	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (378単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位)				
	(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (45単位)				
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (544単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)			
(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (624単位)				
	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (466単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)				
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)					
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (361単位)					
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (325単位)					
(3) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)					

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

6 通所介護費

基本部分	利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員が不足している場合	高齢者・障害者・高齢者・障害者	2時間以上5時間未満の通所介護を行う場合	感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合	8時間以上9時間未満の通所介護を行う場合	共生型通所介護を行う場合	生活相談員配置等加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入浴介助加算(Ⅰ)	入浴介助加算(Ⅱ)	中重度者ケア体制加算	生活機能向上支援加算(Ⅰ)	生活機能向上支援加算(Ⅱ)	個別機能別加算(Ⅰ)イ	個別機能別加算(Ⅰ)ロ	個別機能別加算(Ⅱ)	ADL維持等加算(Ⅰ)	ADL維持等加算(Ⅱ)	認知症加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養アセスメント加算	栄養改善加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	口腔機能向上加算(Ⅰ)	口腔機能向上加算(Ⅱ)	科学的介護推進体制加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	事業所が認定を行わない場合																																		
イ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	第1号 (310) 単位	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100																																
		第1号2 (412) 単位																																																														
		第1号3 (412) 単位																																																														
		第1号4 (412) 単位																																																														
		第1号5 (412) 単位																																																														
	(2) 4時間以上5時間未満	第1号1 (444) 単位																																																														
		第1号2 (502) 単位																																																														
		第1号3 (502) 単位																																																														
		第1号4 (502) 単位																																																														
		第1号5 (502) 単位																																																														
	(3) 5時間以上6時間未満	第1号1 (514) 単位																																																														
		第1号2 (572) 単位																																																														
		第1号3 (572) 単位																																																														
		第1号4 (572) 単位																																																														
		第1号5 (572) 単位																																																														
(4) 6時間以上7時間未満	第1号1 (546) 単位																																																															
	第1号2 (604) 単位																																																															
	第1号3 (604) 単位																																																															
	第1号4 (604) 単位																																																															
	第1号5 (604) 単位																																																															
(5) 7時間以上8時間未満	第1号1 (578) 単位																																																															
	第1号2 (636) 単位																																																															
	第1号3 (636) 単位																																																															
	第1号4 (636) 単位																																																															
	第1号5 (636) 単位																																																															
ロ 大規模型通所介護費(Ⅰ)	(1) 3時間以上4時間未満	第1号1 (320) 単位	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100																															
		第1号2 (422) 単位																																																														
		第1号3 (422) 単位																																																														
		第1号4 (422) 単位																																																														
		第1号5 (422) 単位																																																														
	(2) 4時間以上5時間未満	第1号1 (454) 単位																																																														
		第1号2 (512) 単位																																																														
		第1号3 (512) 単位																																																														
		第1号4 (512) 単位																																																														
		第1号5 (512) 単位																																																														
	(3) 5時間以上6時間未満	第1号1 (526) 単位																																																														
		第1号2 (584) 単位																																																														
		第1号3 (584) 単位																																																														
		第1号4 (584) 単位																																																														
		第1号5 (584) 単位																																																														
(4) 6時間以上7時間未満	第1号1 (558) 単位																																																															
	第1号2 (616) 単位																																																															
	第1号3 (616) 単位																																																															
	第1号4 (616) 単位																																																															
	第1号5 (616) 単位																																																															
(5) 7時間以上8時間未満	第1号1 (590) 単位																																																															
	第1号2 (648) 単位																																																															
	第1号3 (648) 単位																																																															
	第1号4 (648) 単位																																																															
	第1号5 (648) 単位																																																															
ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上4時間未満	第1号1 (330) 単位	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100																															
		第1号2 (432) 単位																																																														
		第1号3 (432) 単位																																																														
		第1号4 (432) 単位																																																														
		第1号5 (432) 単位																																																														
	(2) 4時間以上5時間未満	第1号1 (464) 単位																																																														
		第1号2 (522) 単位																																																														
		第1号3 (522) 単位																																																														
		第1号4 (522) 単位																																																														
		第1号5 (522) 単位																																																														
	(3) 5時間以上6時間未満	第1号1 (536) 単位																																																														
		第1号2 (594) 単位																																																														
		第1号3 (594) 単位																																																														
		第1号4 (594) 単位																																																														
		第1号5 (594) 単位																																																														
(4) 6時間以上7時間未満	第1号1 (568) 単位																																																															
	第1号2 (626) 単位																																																															
	第1号3 (626) 単位																																																															
	第1号4 (626) 単位																																																															
	第1号5 (626) 単位																																																															
(5) 7時間以上8時間未満	第1号1 (600) 単位																																																															
	第1号2 (658) 単位																																																															
	第1号3 (658) 単位																																																															
	第1号4 (658) 単位																																																															
	第1号5 (658) 単位																																																															
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	第1号1 (442) 単位	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100																																
		第1号2 (544) 単位																																																														
		第1号3 (544) 単位																																																														
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	第1号1 (552) 単位																																																														
		第1号2 (654) 単位																																																														
		第1号3 (654) 単位																																																														
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	第1号1 (562) 単位																																																														
		第1号2 (664) 単位																																																														
		第1号3 (664) 単位																																																														
	ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)																															第1号1 (572) 単位	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100
																																	第1号2 (674) 単位																															
																																	第1号3 (674) 単位																															
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)																															第1号1 (684) 単位																															
																																	第1号2 (786) 単位																															
																																	第1号3 (786) 単位																															
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		第1号1 (694) 単位																																																														
		第1号2 (796) 単位																																																														
		第1号3 (796) 単位																																																														
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	第1号1 (704) 単位	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100																																
		第1号2 (806) 単位																																																														
		第1号3 (806) 単位																																																														
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	第1号1 (816) 単位																																																															
	第1号2 (918) 単位																																																															
	第1号3 (918) 単位																																																															
(3) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)	第1号1 (826) 単位																																																															
	第1号2 (928) 単位																																																															
	第1号3 (928) 単位																																																															
ト 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅳ)	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	第1号1 (836) 単位	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100																																
		第1号2 (938) 単位																																																														
		第1号3 (938) 単位																																																														
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	第1号1 (948) 単位																																																															
	第1号2 (1050) 単位																																																															
	第1号3 (1050) 単位																																																															
(3) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)	第1号1 (958) 単位																																																															
	第1号2 (1060) 単位																																																															
	第1号3 (1060) 単位																																																															

注：「感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等一定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

注：ロ又はハを算定する場合は、支給限度額管理の対象外となる。イの算定単位は、イからロまでの算定単位数の合計

注：ホを算定する場合は、支給限度額管理の対象外となる。イの算定単位は、イからホまでの算定単位数の合計

注：ヘを算定する場合は、支給限度額管理の対象外となる。イの算定単位は、イからヘまでの算定単位数の合計

注：トを算定する場合は、支給限度額管理の対象外となる。イの算定単位は、イからトまでの算定単位数の合計

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		利用者の数及び入院患者の合計数が入院患者の定員を超える場合	移動のユニットリフトをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	存在しない	存在しない	存在しない	前下欄が設備基準を満たさない場合	実室を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所入所加算	若年性認知症利用者入所加算	利用者に対して選定を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費 (I)	a 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (705 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	診療所設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		要介護2 (756 単位)										
		要介護3 (806 単位)										
		要介護4 (857 単位)										
		要介護5 (908 単位)										
		b 診療所短期入所療養介護費 (ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (732 単位)									
		要介護2 (786 単位)										
		要介護3 (839 単位)										
		要介護4 (893 単位)										
		要介護5 (946 単位)										
		c 診療所短期入所療養介護費 (iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (759 単位)									
		要介護2 (814 単位)										
	要介護3 (869 単位)											
	要介護4 (924 単位)											
	要介護5 (979 単位)											
	d 診療所短期入所療養介護費 (iv) <多床室>	要介護1 (813 単位)										
	要介護2 (864 単位)											
	要介護3 (916 単位)											
	要介護4 (969 単位)											
	要介護5 (1016 単位)											
	e 診療所短期入所療養介護費 (v) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (840 単位)										
	要介護2 (894 単位)											
	要介護3 (944 単位)											
	要介護4 (1000 単位)											
要介護5 (1058 単位)												
f 診療所短期入所療養介護費 (vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (866 単位)											
要介護2 (920 単位)												
要介護3 (971 単位)												
要介護4 (1024 単位)												
要介護5 (1085 単位)												
(二) 診療所短期入所療養介護費 (II)	a 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (674 単位)										
	要介護2 (719 単位)											
	要介護3 (764 単位)											
	要介護4 (809 単位)											
	要介護5 (854 単位)											
	b 診療所短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 (734 単位)										
	要介護2 (779 単位)											
	要介護3 (824 単位)											
	要介護4 (869 単位)											
	要介護5 (914 単位)											
	(三) ユニツト型診療所短期入所療養介護費 (I)	要介護1 (864 単位)										
	要介護2 (918 単位)											
要介護3 (972 単位)												
要介護4 (1026 単位)												
要介護5 (1080 単位)												
(2) ユニツト型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニツト型診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニツト型個室>	要介護1 (864 単位)	×97/100	-1/100	-1/100	診療所設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		要介護2 (918 単位)										
		要介護3 (972 単位)										
		要介護4 (1026 単位)										
		要介護5 (1080 単位)										
	(二) ユニツト型診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニツト型個室>	要介護1 (884 単位)										
		要介護2 (938 単位)										
		要介護3 (992 単位)										
		要介護4 (1046 単位)										
		要介護5 (1100 単位)										
	(三) ユニツト型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニツト型個室>	要介護1 (904 単位)										
		要介護2 (958 単位)										
要介護3 (1012 単位)												
要介護4 (1066 単位)												
要介護5 (1120 単位)												
(四) 経過のユニツト型診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニツト型個室の多床室>	要介護1 (835 単位)											
	要介護2 (887 単位)											
	要介護3 (937 単位)											
	要介護4 (988 単位)											
	要介護5 (1039 単位)											
(五) 経過のユニツト型診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニツト型個室の多床室>	要介護1 (854 単位)											
	要介護2 (906 単位)											
	要介護3 (959 単位)											
	要介護4 (1012 単位)											
	要介護5 (1065 単位)											
(六) 経過のユニツト型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニツト型個室の多床室>	要介護1 (874 単位)											
	要介護2 (927 単位)											
	要介護3 (980 単位)											
	要介護4 (1030 単位)											
	要介護5 (1082 単位)											
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (684 単位)											
	(二) 4時間以上6時間未満 (948 単位)											
	(三) 6時間以上8時間未満 (1212 単位)										+60単位	
(4) 日経連療養加算	(1日につき 50単位を加算(1月に100単位を限度))											
(5) 療養食加算	(1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))											
(6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 (I) (1日につき 3単位を加算)											
	(二) 認知症専門ケア加算 (II) (1日につき 4単位を加算)											
(7) 特定診療費												
(8) 若年性向上療養体制加算	(一) 若年性向上療養体制加算 (I) (1日につき 100単位を加算)											
	(二) 若年性向上療養体制加算 (II) (1日につき 100単位を加算)											
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 22単位を加算)											
	(二) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 18単位を加算)											
	(三) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 6単位を加算)											
(10) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (I) (1日につき +所定単位×26/1000)											
	(二) 介護職員処遇改善加算 (II) (1日につき +所定単位×19/1000)											
	(三) 介護職員処遇改善加算 (III) (1日につき +所定単位×10/1000)											
(11) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) (1日につき +所定単位×15/1000)											
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) (1日につき +所定単位×11/1000)											
(12) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×5/1000)											

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体加算等による算定額については令和7年4月1日から適用する。
 ※ 療養食給付金等算定額については、療養食の支給及びそのための給付の整備及び改善加算に関する長期的計画の算定を行っている場合には、令和7年3月31日までの適用しない。
 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分			注 高齢者虐待防止 措置未実施減算	注 業務統計計画未 実施減算	注 事業計画と同一種類の 利用者が同一住所に 立寄る等の利用 者の入居に伴って指定 介護支援費算定対象	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介 護支援加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	注 特定事業所集 中 減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費(Ⅰ)	要介護1-2 (1,086単位)	=1/100	=1/100	×95/100	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2月 以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
		要介護3-4-5 (1,411単位)								
		要介護1-2 (544単位)								
		要介護3-4-5 (704単位)								
		要介護1-2 (326単位)								
		要介護3-4-5 (422単位)								
	(2)居宅介護支援費(Ⅱ)	要介護1-2 (1,086単位)								
		要介護3-4-5 (1,411単位)								
		要介護1-2 (527単位)								
		要介護3-4-5 (683単位)								
		要介護1-2 (316単位)								
		要介護3-4-5 (410単位)								
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)										
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ)	(1月につき +519単位)								
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ)	(1月につき +521単位)								
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ)	(1月につき +323単位)								
	(4) 特定事業所加算(A)	(1月につき +114単位)								
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)										
ホ 入院情報連携加算	(1) 入院情報連携加算(Ⅰ)	(1月につき +250単位)								
	(2) 入院情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)								
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ	(+450単位)								
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	(+600単位)								
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ	(+600単位)								
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ	(+750単位)								
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ)	(+900単位)								
ト 通院情報連携加算 (1月につき +50単位)										
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)										
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問を行った場合	(+400単位)								

※居宅介護支援費(Ⅰ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。
 ※居宅介護支援費(Ⅱ)については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムの利用及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。
 ※業務統計計画未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

2 介護保健施設サービス

基本部分		1日につき 12.5単位 (1日につき 12.5単位) 1日につき 12.5単位 (1日につき 12.5単位)	1日につき 12.5単位 (1日につき 12.5単位)	1日につき 12.5単位 (1日につき 12.5単位)	1日につき 12.5単位 (1日につき 12.5単位)	1日につき 12.5単位 (1日につき 12.5単位)	1日につき 12.5単位 (1日につき 12.5単位)	1日につき 12.5単位 (1日につき 12.5単位)	1日につき 12.5単位 (1日につき 12.5単位)	1日につき 12.5単位 (1日につき 12.5単位)	1日につき 12.5単位 (1日につき 12.5単位)	1日につき 12.5単位 (1日につき 12.5単位)	1日につき 12.5単位 (1日につき 12.5単位)	1日につき 12.5単位 (1日につき 12.5単位)	1日につき 12.5単位 (1日につき 12.5単位)	1日につき 12.5単位 (1日につき 12.5単位)	1日につき 12.5単位 (1日につき 12.5単位)	1日につき 12.5単位 (1日につき 12.5単位)	1日につき 12.5単位 (1日につき 12.5単位)	1日につき 12.5単位 (1日につき 12.5単位)															
イ 介護保健施設サービス (1日につき)	(1) 介護保健施設サービス(Ⅰ)	(一) 介護保健施設サービス(Ⅰ) <従来の形態>【基本型】	要介護1 (1.25 単位)	要介護2 (1.25 単位)	要介護3 (1.25 単位)	要介護4 (1.25 単位)	要介護5 (1.25 単位)	1日につき +22.5単位	1日につき +20.0単位	1日につき +20.0単位 (週5日を 確保)	1日につき +20.0単位 (週5日を 確保)	1日につき +20.0単位	1日につき +20.0単位	1日につき +20.0単位	1日につき +20.0単位	1日につき +20.0単位	1日につき +20.0単位	1日につき +20.0単位	1日につき +20.0単位	1日につき +20.0単位	1日につき +20.0単位														
		(二) 介護保健施設サービス(Ⅱ) <従来の形態>【在宅特化型】	要介護1 (1.25 単位)	要介護2 (1.25 単位)	要介護3 (1.25 単位)	要介護4 (1.25 単位)	要介護5 (1.25 単位)																												
		(三) 介護保健施設サービス(Ⅲ) <多床型>【基本型】	要介護1 (1.25 単位)	要介護2 (1.25 単位)	要介護3 (1.25 単位)	要介護4 (1.25 単位)	要介護5 (1.25 単位)																												
		(四) 介護保健施設サービス(Ⅳ) <多床型>【在宅特化型】	要介護1 (1.25 単位)	要介護2 (1.25 単位)	要介護3 (1.25 単位)	要介護4 (1.25 単位)	要介護5 (1.25 単位)																												
	(2) 介護保健施設サービス(Ⅱ) <事業型老健 看護職員を配置>	(一) 介護保健施設サービス(Ⅰ) <従来の形態>【事業型】	要介護1 (1.25 単位)	要介護2 (1.25 単位)	要介護3 (1.25 単位)	要介護4 (1.25 単位)	要介護5 (1.25 単位)																												
		(二) 介護保健施設サービス(Ⅱ) <多床型>【事業型】	要介護1 (1.25 単位)	要介護2 (1.25 単位)	要介護3 (1.25 単位)	要介護4 (1.25 単位)	要介護5 (1.25 単位)																												
		(3) 介護保健施設サービス(Ⅲ) <事業型老健 看護ゾーン体制>	(一) 介護保健施設サービス(Ⅰ) <従来の形態>【事業型】	要介護1 (1.25 単位)	要介護2 (1.25 単位)	要介護3 (1.25 単位)	要介護4 (1.25 単位)															要介護5 (1.25 単位)													
			(二) 介護保健施設サービス(Ⅱ) <多床型>【事業型】	要介護1 (1.25 単位)	要介護2 (1.25 単位)	要介護3 (1.25 単位)	要介護4 (1.25 単位)															要介護5 (1.25 単位)													
	(4) 介護保健施設サービス(Ⅳ) <特別介護保健施設 サービス>	(一) 介護保健施設サービス(Ⅰ) <従来の形態>	要介護1 (1.25 単位)	要介護2 (1.25 単位)	要介護3 (1.25 単位)	要介護4 (1.25 単位)	要介護5 (1.25 単位)																												
		(二) 介護保健施設サービス(Ⅱ) <多床型>	要介護1 (1.25 単位)	要介護2 (1.25 単位)	要介護3 (1.25 単位)	要介護4 (1.25 単位)	要介護5 (1.25 単位)																												
		(1) ユニット型 介護保健施設 サービス(Ⅰ)	(一) ユニット型介護保健施設サービス(Ⅰ) <ユニット形態型>【基本型】	要介護1 (1.25 単位)	要介護2 (1.25 単位)	要介護3 (1.25 単位)	要介護4 (1.25 単位)															要介護5 (1.25 単位)	1日につき +22.5単位	1日につき +20.0単位	1日につき +20.0単位 (週5日を 確保)	1日につき +20.0単位 (週5日を 確保)	1日につき +20.0単位	1日につき +20.0単位	1日につき +20.0単位	1日につき +20.0単位	1日につき +20.0単位	1日につき +20.0単位	1日につき +20.0単位	1日につき +20.0単位	1日につき +20.0単位
			(二) ユニット型介護保健施設サービス(Ⅱ) <ユニット形態型>【在宅特化型】	要介護1 (1.25 単位)	要介護2 (1.25 単位)	要介護3 (1.25 単位)	要介護4 (1.25 単位)															要介護5 (1.25 単位)													
	(三) 経過のユニット型介護保健施設サービス(Ⅰ) <ユニット形態型の多床型>【基本型】		要介護1 (1.25 単位)	要介護2 (1.25 単位)	要介護3 (1.25 単位)	要介護4 (1.25 単位)	要介護5 (1.25 単位)																												
	(四) 経過のユニット型介護保健施設サービス(Ⅱ) <ユニット形態型の多床型>【在宅特化型】		要介護1 (1.25 単位)	要介護2 (1.25 単位)	要介護3 (1.25 単位)	要介護4 (1.25 単位)	要介護5 (1.25 単位)																												
	(2) ユニット型 介護保健施設 サービス(Ⅱ) <事業型老健 看護職員を配置>	(一) ユニット型介護保健施設サービス <ユニット形態型>【事業型】	要介護1 (1.25 単位)	要介護2 (1.25 単位)	要介護3 (1.25 単位)	要介護4 (1.25 単位)	要介護5 (1.25 単位)																												
		(二) 経過のユニット型介護保健施設サービス <ユニット形態型の多床型>【事業型】	要介護1 (1.25 単位)	要介護2 (1.25 単位)	要介護3 (1.25 単位)	要介護4 (1.25 単位)	要介護5 (1.25 単位)																												
(3) ユニット型 介護保健施設 サービス(Ⅲ) <事業型老健 看護ゾーン体制>		(一) ユニット型介護保健施設サービス <ユニット形態型>	要介護1 (1.25 単位)	要介護2 (1.25 単位)	要介護3 (1.25 単位)	要介護4 (1.25 単位)	要介護5 (1.25 単位)																												
		(二) 経過のユニット型介護保健施設サービス <ユニット形態型の多床型>【事業型】	要介護1 (1.25 単位)	要介護2 (1.25 単位)	要介護3 (1.25 単位)	要介護4 (1.25 単位)	要介護5 (1.25 単位)																												
(4) ユニット型 介護保健施設 サービス(Ⅳ) <ユニット型特別介護 保健施設サービス>	(一) ユニット型介護保健施設サービス <ユニット形態型>	要介護1 (1.25 単位)	要介護2 (1.25 単位)	要介護3 (1.25 単位)	要介護4 (1.25 単位)	要介護5 (1.25 単位)																													
	(二) 経過のユニット型介護保健施設サービス <ユニット形態型の多床型>	要介護1 (1.25 単位)	要介護2 (1.25 単位)	要介護3 (1.25 単位)	要介護4 (1.25 単位)	要介護5 (1.25 単位)																													

注 内泊費用 (在宅サービスを利用する場合) 入所者に対して常態における内泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1月に6日を超過して所定単位数に代えて1日につき362単位を算定

注 ターミナルケア加算	事業型老健以外の場合 (1日につき 1.50単位を加算)	事業型老健の場合 (1日につき 80単位を加算)
(1) 死亡日以前3日以上45日以下	事業型老健以外の場合 (1日につき 80単位を加算)	事業型老健の場合 (1日につき 80単位を加算)
(2) 死亡日以前4日以上30日以下	事業型老健以外の場合 (1日につき 160単位を加算)	事業型老健の場合 (1日につき 160単位を加算)
(3) 死亡日以前2日又は1日	事業型老健以外の場合 (1日につき 320単位を加算)	事業型老健の場合 (1日につき 80単位を加算)
(4) 死亡日	事業型老健以外の場合 (1日につき 1,700単位を加算)	事業型老健の場合 (1日につき 1,700単位を加算)

注 特別優遇費			
注 療養体制維持特別加算	イ 療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算) ロ 療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 67単位を加算)		
ハ 初期加算	(Ⅰ) 初期加算(Ⅰ) (1日につき 30単位を加算) (Ⅱ) 初期加算(Ⅱ) (1日につき 30単位を加算)		
注 介護職員等特別優遇加算	(1日につき1回を限度として20単位を加算)		介護職員等特別優遇加算(Ⅰ)
注 介護職員等特別優遇加算(Ⅱ)	(入所者1人につき1回を限度として20単位を加算)		介護職員等特別優遇加算(Ⅱ)
注 入居前後訪問看護加算(Ⅰ)(Ⅱ)	在宅強化定の場合 (1回につき 450単位を加算) 在宅強化定以外の場合 (1回につき 450単位を加算)		注 入居前から入所者の自宅等を訪問して退所を各期において施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定
注 入居前後訪問看護加算(Ⅲ)(Ⅳ)	在宅強化定の場合 (1回につき 450単位を加算) 在宅強化定以外の場合 (1回につき 450単位を加算)		注 入居前から入所者の自宅等を訪問して退所を各期において施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた抱れ目ない支援計画を作成した場合に算定
注 退所時等支援加算(Ⅱ)	(一) 退所時等支援加算(Ⅰ) (400単位) 退所時等支援加算(Ⅱ) (600単位) (二) 退所時情報提供加算 (600単位) 退所時情報提供加算(Ⅱ) (600単位) (三) 入退所前連携加算(Ⅰ) (600単位) (四) 入退所前連携加算(Ⅱ) (400単位)		注 入所期間が1月を超える入所者が退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後に退所した場合に、当該退所した施設において、当該入居者の介護情報、身体状況、生活機能の改善目標、介護支援計画等を作成し、当該退所した施設に提供した場合 注 退所時等支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)は、当該退所時等支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)を併せて算定する場合は、当該退所時等支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)を併せて算定しない 注 退所時等支援加算(Ⅲ)は、当該退所時等支援加算(Ⅲ)を併せて算定する場合は、当該退所時等支援加算(Ⅲ)を併せて算定しない
注 退所時等支援加算(Ⅲ)	(入所者1人につき1回を限度として20単位を加算)		注 退所時等支援加算(Ⅲ)は、当該退所時等支援加算(Ⅲ)を併せて算定する場合は、当該退所時等支援加算(Ⅲ)を併せて算定しない
注 在宅介護支援加算	(Ⅰ) 在宅介護支援加算(Ⅰ) (1日につき 30単位を加算) (Ⅱ) 在宅介護支援加算(Ⅱ) (1日につき 30単位を加算)		注 在宅介護支援加算(Ⅰ)は、当該在宅介護支援加算(Ⅰ)を併せて算定する場合は、当該在宅介護支援加算(Ⅰ)を併せて算定しない
注 介護マナシステム強化加算	(1日につき 11単位を加算)		注 介護マナシステム強化加算は、当該介護マナシステム強化加算を併せて算定する場合は、当該介護マナシステム強化加算を併せて算定しない
注 経口経行加算(Ⅱ)	(1日につき 28単位を加算)		注 経口経行加算(Ⅱ)は、当該経口経行加算(Ⅱ)を併せて算定する場合は、当該経口経行加算(Ⅱ)を併せて算定しない
注 経口経行加算(Ⅲ)	(1) 経口経行加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を加算) (2) 経口経行加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)		注 経口経行加算(Ⅰ)は、当該経口経行加算(Ⅰ)を併せて算定する場合は、当該経口経行加算(Ⅰ)を併せて算定しない
注 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	(1) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき 90単位を加算) (2) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき 110単位を加算)		注 口腔衛生管理加算(Ⅰ)は、当該口腔衛生管理加算(Ⅰ)を併せて算定する場合は、当該口腔衛生管理加算(Ⅰ)を併せて算定しない
注 療養費加算	(1回につき 6単位を加算(1日に2回を限度))		注 療養費加算は、当該療養費加算を併せて算定する場合は、当該療養費加算を併せて算定しない
注 在宅介護支援加算	(介護者を1日に1回につき 10単位を加算)		
注 かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	(1) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ) (入所者1人につき1回を限度として10単位を加算) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ) (入所者1人につき1回を限度として10単位を加算) (2) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ) (入所者1人につき1回を限度として240単位を加算) (3) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅳ) (入所者1人につき1回を限度として100単位を加算)		
注 緊急時対応療養費	(1) 緊急時対応療養費(Ⅰ) (1月に1回3日を限度に1日につき518単位を加算) 緊急時対応療養費(Ⅱ) (1月に1回3日を限度に1日につき518単位を加算) (2) 特定治療		
注 予定外急病療養費(Ⅱ)	(1) 予定外急病療養費(Ⅰ) (1月に1回7日を限度に1日につき239単位を加算) (2) 予定外急病療養費(Ⅱ) (1月に1回10日を限度に1日につき490単位を加算)		
注 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
注 認知症チームケア増量加算	(1) 認知症チームケア増量加算(Ⅰ) (1日につき 100単位を加算) (2) 認知症チームケア増量加算(Ⅱ) (1日につき 100単位を加算)		
注 認知症行動・心理定常緊急対応加算	療養型老健以外の場合 (入所後7日に限り1日につき200単位を加算) 療養型老健の場合 (入所後7日に限り1日につき200単位を加算)		
注 リハビリテーションマネジメント計画情報提供加算(Ⅱ)	(Ⅰ) リハビリテーションマネジメント計画情報提供加算(Ⅰ) (1日につき 33単位を加算) (Ⅱ) リハビリテーションマネジメント計画情報提供加算(Ⅱ) (1月につき 33単位を加算)		
注 介護マナシステム加算(Ⅱ)	(1) 介護マナシステム加算(Ⅰ) (1月につき 3単位を加算) (2) 介護マナシステム加算(Ⅱ) (1月につき 12単位を加算)		
注 障せつ支援加算(Ⅱ)	(1) 障せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 障せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算) (3) 障せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)		
注 自立支援促進加算(Ⅱ)	(1月につき 300単位を加算)		
注 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 40単位を加算) (2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 60単位を加算)		
注 安全対策体制加算(Ⅱ)	(入所者1人につき1回を限度として20単位を加算)		
注 高齢者施設等連携加算(Ⅰ)	(Ⅰ) 高齢者施設等連携加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (Ⅱ) 高齢者施設等連携加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)		
注 高齢者施設等連携加算(Ⅱ)	(1日につき1回を限度として20単位を加算)		
注 介護職員等特別優遇加算(Ⅰ)	(Ⅰ) 介護職員等特別優遇加算(Ⅰ) (1日につき 100単位を加算) (Ⅱ) 介護職員等特別優遇加算(Ⅱ) (1日につき 100単位を加算)		
注 サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
注 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×99/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×29/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×16/1000)		所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計
注 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×17/1000)		所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計
注 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×8/1000)		所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合は、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。
 ※ イ(4)及びロ(4)を適用する場合は、(Ⅱ)を適用しない。
 ※ 療養型老健に在籍する入所者が、療養型老健以外の施設に転居した場合、療養型老健に在籍していた期間の療養費は、当該療養型老健に在籍していた期間の療養費として算定する。
 ※ 介護職員等特別優遇加算、介護職員等特別優遇加算(Ⅱ)、介護職員等特別優遇加算(Ⅲ)、介護職員等特別優遇加算(Ⅳ)、介護職員等特別優遇加算(Ⅴ)は、当該加算が適用される期間に限り、当該加算が適用される期間に限り算定する。

4 介護医療院サービス

基本部分																																									
イ Ⅰ型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) Ⅰ型 介護医療院 サービス費(Ⅰ)	(一) Ⅰ型介護医療院 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (264 単位)	×90/100																																					
			要介護2 (332 単位)																																						
			要介護3 (370 単位)																																						
			要介護4 (418 単位)																																						
			要介護5 (466 単位)																																						
	(二) Ⅰ型介護医療院 サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (264 単位)																																							
		要介護2 (284 単位)																																							
		要介護3 (322 単位)																																							
		要介護4 (360 単位)																																							
要介護5 (398 単位)																																									
(2) Ⅰ型 介護医療院 サービス費(Ⅱ)	(一) Ⅰ型介護医療院 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (264 単位)																																							
		要介護2 (322 単位)																																							
		要介護3 (360 単位)																																							
		要介護4 (398 単位)																																							
(二) Ⅰ型介護医療院 サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (264 単位)																																								
	要介護2 (284 単位)																																								
	要介護3 (322 単位)																																								
	要介護4 (360 単位)																																								
	要介護5 (398 単位)																																								
ロ Ⅱ型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) Ⅱ型 介護医療院 サービス費(Ⅰ)	(一) Ⅱ型介護医療院 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (322 単位)	×90/100																																					
			要介護2 (380 単位)																																						
			要介護3 (418 単位)																																						
			要介護4 (456 単位)																																						
			要介護5 (494 単位)																																						
	(二) Ⅱ型介護医療院 サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (322 単位)																																							
		要介護2 (342 単位)																																							
		要介護3 (380 単位)																																							
		要介護4 (418 単位)																																							
要介護5 (456 単位)																																									
(2) Ⅱ型 介護医療院 サービス費(Ⅱ)	(一) Ⅱ型介護医療院 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (322 単位)																																							
		要介護2 (380 単位)																																							
		要介護3 (418 単位)																																							
		要介護4 (456 単位)																																							
(二) Ⅱ型介護医療院 サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (322 単位)																																								
	要介護2 (342 単位)																																								
	要介護3 (380 単位)																																								
	要介護4 (418 単位)																																								
	要介護5 (456 単位)																																								
ハ 特別 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) Ⅰ型特別 介護医療院 サービス費	(一) Ⅰ型特別介護医療院 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (380 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	-10/100	1日につき -5単位	-17/100	-3/100	1日につき -14単位	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -25単位																		
			要介護2 (438 単位)																																						
			要介護3 (476 単位)																																						
			要介護4 (514 単位)																																						
			要介護5 (552 単位)																																						
	(二) Ⅰ型特別介護医療院 サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (380 単位)																																							
		要介護2 (400 単位)																																							
		要介護3 (438 単位)																																							
		要介護4 (476 単位)																																							
要介護5 (514 単位)																																									
(2) Ⅱ型特別 介護医療院 サービス費	(一) Ⅱ型特別介護医療院 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (380 単位)																																							
		要介護2 (438 単位)																																							
		要介護3 (476 単位)																																							
		要介護4 (514 単位)																																							
(二) Ⅱ型特別介護医療院 サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (380 単位)																																								
	要介護2 (400 単位)																																								
	要介護3 (438 単位)																																								
	要介護4 (476 単位)																																								
	要介護5 (514 単位)																																								
ニ ユニタ 型Ⅰ型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) ユニタ 型Ⅰ型 介護医療院 サービス費(Ⅰ)	(一) ユニタ型Ⅰ型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (340 単位)	×90/100																																					
			要介護2 (380 単位)																																						
			要介護3 (420 単位)																																						
			要介護4 (460 単位)																																						
			要介護5 (500 単位)																																						
	(二) 経過的ユニット型Ⅰ型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室の 多床室>	要介護1 (340 単位)																																							
		要介護2 (380 単位)																																							
		要介護3 (420 単位)																																							
		要介護4 (460 単位)																																							
要介護5 (500 単位)																																									
(2) ユニタ 型Ⅰ型 介護医療院 サービス費(Ⅱ)	(一) ユニタ型Ⅰ型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (340 単位)																																							
		要介護2 (380 単位)																																							
		要介護3 (420 単位)																																							
		要介護4 (460 単位)																																							
(二) 経過的ユニット型Ⅰ型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室の 多床室>	要介護1 (340 単位)																																								
	要介護2 (380 単位)																																								
	要介護3 (420 単位)																																								
	要介護4 (460 単位)																																								
	要介護5 (500 単位)																																								
ホ ユニタ 型Ⅱ型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) ユニタ 型Ⅱ型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室>	(一) ユニタ型Ⅱ型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (340 単位)	×97/100																																					
			要介護2 (380 単位)																																						
			要介護3 (420 単位)																																						
			要介護4 (460 単位)																																						
			要介護5 (500 単位)																																						
	(二) 経過的ユニット型Ⅱ型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室の 多床室>	要介護1 (340 単位)																																							
		要介護2 (380 単位)																																							
		要介護3 (420 単位)																																							
		要介護4 (460 単位)																																							
要介護5 (500 単位)																																									
ヘ ユニタ 型特別介護 医療院 サービス費 (1日につき)	(1) ユニタ 型特別介護 医療院 サービス費	(一) ユニタ型特別介護 医療院 サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (380 単位)																				×90/100																		
			要介護2 (420 単位)																																						
			要介護3 (460 単位)																																						
			要介護4 (500 単位)																																						
			要介護5 (540 単位)																																						
	(二) 経過的ユニット型特別 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室の 多床室>	要介護1 (380 単位)																																							
		要介護2 (420 単位)																																							
		要介護3 (460 単位)																																							
		要介護4 (500 単位)																																							
要介護5 (540 単位)																																									
(2) ユニタ 型特別介護 医療院 サービス費	(一) ユニタ型特別介護 医療院 サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (380 単位)																																							
		要介護2 (420 単位)																																							
		要介護3 (460 単位)																																							
		要介護4 (500 単位)																																							
(二) 経過的ユニット型特別 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室の 多床室>	要介護1 (380 単位)																																								
	要介護2 (420 単位)																																								
	要介護3 (460 単位)																																								
	要介護4 (500 単位)																																								
	要介護5 (540 単位)																																								

注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的退所サービス費		入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定	
注 給料受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト 初期加算	(1日につき +30単位)		
1. 退所時受診準備加算	(1月につき1回を限度として70単位を加算)	注 受診準備の基準を満たさない場合は、算定しない。	
2. 再入所時受診準備加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)	注 受診準備の基準を満たさない場合は、算定しない。	
3. 退所時指導等加算(※2)	(一) 退所時指導加算	ア 退所前訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	
		イ 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	
		ウ 退所時指導加算 (400単位)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
		エ 退所時情報提供加算 (500単位)	注 退所後の主治医に対して診療情報 心身の状況 生活調整を提供した場合
		オ 退所前連絡加算 (500単位)	注 退所後の医療機関の医師に対して心身の状況 生活調整を提供した場合
(二) 訪問看護指導加算	(入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)	注 指定介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	
4. 協力医療機関連携加算	(1) 相談・診療を行う体制を整備し、緊急時に入院を受け入れる体制を確立している協力医療機関と連携している場合 (1日につき 50単位を加算) (2) 1日以内の協力医療機関と連携している場合 (1日につき 5単位を加算)	注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定	
5. 介護支援体制強化加算	(1日につき 11単位を加算)	注 介護支援体制強化加算の算定基準を満たさない場合は、算定しない。	
6. 経口経持加算(※2)	(1日につき 28単位を加算)	注 介護支援体制強化加算の算定基準を満たさない場合は、算定しない。	
7. 経口維持加算(※2)	(一) 経口維持加算(Ⅰ)	(1月につき 400単位を加算)	注 介護支援体制強化加算の算定基準を満たさない場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ)	(1月につき 100単位を加算)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。
8. 口腔衛生管理加算(※2)	(一) 口腔衛生管理加算(Ⅰ)	(1月につき 90単位を加算)	
	(二) 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	(1月につき 110単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
9. 療養加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
10. 在宅復帰支援機能加算(※2)	(1日につき 10単位を加算)		
11. 特別診療費(※2)			
12. 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)		
	イ 特定治療		
13. 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)	
14. 認知症チームケア推進加算	(一) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	(1日につき 120単位を加算)	
	(二) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	(1日につき 120単位を加算)	
15. 認知症行動・心理状態緊急対応加算	(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)		
16. 重度認知症医療連携体制加算	(一) 重度認知症医療連携体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)		
	(二) 重度認知症医療連携体制加算(Ⅱ) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)		
17. 排せつ支援加算(※2)	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)	
	(2) 排せつ支援加算(Ⅱ)	(1月につき 15単位を加算)	
	(3) 排せつ支援加算(Ⅲ)	(1月につき 20単位を加算)	
18. 自立支援促進加算(※2)	(1月につき 290単位を加算)		
19. 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 40単位を加算)	
	(2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 60単位を加算)	
20. 安全対策体制加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
21. 高齢者施設等施設訪問加算	ア) 高齢者施設等施設訪問加算(Ⅰ)	(1日につき 10単位を加算)	
	イ) 高齢者施設等施設訪問加算(Ⅱ)	(1月につき 5単位を加算)	
22. 高齢者施設等施設訪問加算	(1月につき1回、連続する5日を限度として、240単位を算定)		
23. 生活向上支援体制加算	ア) 生活向上支援体制加算(Ⅰ)	(1日につき 100単位を加算)	
	イ) 生活向上支援体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)	
24. サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)	
25. 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位数×26/1000)	注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位数×10/1000)	
26. 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位数×15/1000)	注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×11/1000)	
27. 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位数×5/1000)	注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計	

※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
 ※ 入及びハを適用する場合には、(※2)を適用しない。
 ※ 業務時間外勤務手当増額については、高齢者の予防及び介護の円滑化のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年9月31日までの経過措置がない。
 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。